入札・契約に係る情報（変更契約等の内容について）

担当課：総務部　契約検査課

※公表基準：当初契約について公表物件のうち、金額変更が伴う変更契約

物件名称	市営北條住宅（7号）解体工事
履行場所	藤井寺市北條町13-12、13-16
契約者	（商　号）　リバー工業㈱ （住　所）　大阪府藤井寺市岡1-3-19 （代表者）　代表取締役　山口　啓二
物　件　概　要 (変更後の内容)	【工事概要】 〈13-12〉市営住宅（7号） ○木造平屋建住宅解体　約96㎡ ○外構工事　一式 ○その他付帯工事　一式 〈13-16〉北條会館跡地 ○外構工事　一式

変更契約の経過とその内容について

※変更契約欄の契約金額は、変更後契約金額を記載。

契約の種類	契約年月日	変　更　理　由	契約履行期間	契約金額（税込）
変更契約	令和8年10月2日	別紙のとおり	令和8年6月12日　から　令和8年12月25日	¥5,417,500

市営北條住宅（7号）除却工事　設計変更理由書

総括監督員　八尾　將史
主任監督員　堀内　史
監督員　川口　涼

記

［変更理由］

設計内容を下記のとおり変更し、工事請負代金を増額して執行しようとするものです。

石綿含有材の除却作業

床面積８０㎡以上の建物を解体する場合、施行者はアスベストの調査を行い結果報告の義務があることから、市職員立会の元、アスベスト調査を実施したところ一部アスベスト含有の壁があることが判明した。そのため、市の委託業務としてアスベスト調査を実施し１４検体採取した結果、そのうちの４検体からアスベストが検出されたため、当初契約金額からアスベスト除却費用分を増額するもの

以上